環 境 省 防 災 業 務 計 画

平成13年１月６日環境省訓令第20号
改正　平成13年12月21日環境省訓令第63号
改正　平成17年10月１日環境省訓令第20号
改正　平成24年９月19日環境省訓令第20号

目　　次

第１編　総則

１．趣旨
(1)　計画の目的
(2)　基本的施策
(3)　実施に当たっての配慮

２．防災体制
(1)　環境省緊急災害対策本部
(2)　環境省非常災害対策本部
(3)　非常災害対策連絡会議
(4)　非常災害時の職員の招集連絡等
(5)　関係団体との関係
(6)　非常災害時の職員の派遣等
(7)　国の非常災害対策本部との関係等
(8)　地方環境事務所の防災業務

第２編　震災対策

１．災害予防
(1)　防災情報の連絡体制の強化
(2)　防災教育、広報
(3)　防災訓練
(4)　環境保全の観点に立った地震に強い国づくり、街づくりの具体的提案
(5)　所管施設等の耐震性その他の安全性の確保
(6)　所管施設等の整備等
(7)　非常資機材及び連携体制の確保
(8)　工場・事業場の立地状況の把握等
(9)　応急措置の検討
(10)　公害病認定患者の状況把握等
(11)　地盤沈下防止対策
(12)　廃棄物処理に係る防災体制の整備
(13)　調査研究

２．災害応急対策
(1)　情報の収集連絡等
(2)　応急措置の実施
(3)　各種相談窓口の設置等

３．災害復旧・復興等
(1)　復旧・復興関係相談窓口の設置等
(2)　支援措置の検討及び実施
(3)　復旧・復興段階における環境配慮の確保

４．地震防災強化計画

(1)　環境省地震災害警戒本部
(2)　地震に関する情報の伝達等
(3)　地震防災応急対策
(4)　大規模な地震に係る防災訓練
(5)　地震防災上必要な教育
(6)　地方環境事務所地震防災強化計画の作成

５．地震防災対策推進計画
(1)　津波からの防護のための施設の整備等

(2)　災害対策本部等の設置及び要員参集体制等
(3)　大規模な地震に係る防災訓練
(4)　地震防災上必要な教育
(5)　地方環境事務所地震防災推進計画の作成

第３編　風水害、火山災害その他の災害対策

１．災害予防
(1)　防災情報の連絡体制の強化
(2)　防災教育、広報
(3)　防災訓練
(4)　環境保全の観点に立った風水害等の災害に強い国づくり、街づくりの具体的提案
(5)　所管施設等の安全性の確保
(6)　所管施設等の設備等
(7)　非常資機材及び連携体制の確保
(8)　工場・事業場の立地状況の把握等
(9)　応急措置の検討
(10) 公害病認定患者の状況把握等
(11) 地盤沈下防止対策
(12) 廃棄物処理に係る防災体制の整備
(13) 調査研究

２．災害応急対策
(1)　情報の収集連絡等
(2)　応急措置の実施
(3)　各種相談窓口の設置等

３．災害復旧・復興等
(1)　復旧・復興関係相談窓口の設置等
(2)　支援措置の検討及び実施
(3)　復旧・復興段階における環境配慮の確保

第４編　原子力災害対策

１．災害予防
(1)　防災情報の連絡体制の強化
(2)　緊急時モニタリング体制の整備
(3)　公衆の被ばく線量の把握体制の整備
(4)　緊急時の派遣体制の整備
(5)　原子力防災訓練

２．災害応急対策
(1)　特定事象発生時等の対応
(2)　環境省原子力緊急災害対策本部
(3)　環境省原子力非常災害対策本部
(4)　情報の収集連絡等
(5)　放射能影響の早期把握のための活動
(6)　公衆被ばく線量の把握
(7)　応急措置の実施
(8)　原子力被災者への生活支援活動

３．災害復旧

第５編　油汚染災害対策

１．災害予防

（1）　連絡体制の強化
（2）　情報の総合的な整備
（3）　対応体制の整備
（4）　関係資機材の整備
（5）　訓練等

２．災害応急対策
（1）　油汚染事故対策省内連絡会議
（2）　応急措置の実施

３．災害復旧

第６編　地域防災計画の作成の基準となるべき事項

第１編　総則

１．　趣旨

（１）　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第３６条第１項、大規模地震対策特別措置法（昭和５３年法律第７３号）第６条第１項及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号）第６条第１項の規定に基づき、環境省の所掌事務（外局を除く。）について、防災に関し必要な体制を確立するとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興その他防災に関し採るべき措置及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項並びに地震防災強化計画及び地震防災対策推進計画を定め、もって的確かつ計画的な災害対策の実施・推進に資することを目的とする。

（２）　基本的施策

この計画は、災害対策基本法第２条に規定する災害に対処するため、以下の内容の措置について総合的かつ円滑な推進を図ることをもって基本的施策とする。

①環境省の防災活動体制の確立に関する措置
②災害による環境への影響を未然に防止するための予防的な措置
③災害による環境への影響が生じた場合における応急措置及び影響拡大防止に関する措置
④復旧・復興に伴う環境への影響の軽減及び復旧・復興への環境配慮の組み込みに関する措置

（３）　実施に当たっての配慮

この計画に基づき、防災に関する事務を処理するに当たっては、防災行政事務の統一性を保持しつつ、関係団体と密接に連携し、相互に協力するよう努めるものとする。

また、この計画は、的確かつ計画的な災害対策の実施・推進の観点から、必要に応じて見直しを行うものとする。

２．　防災体制

防災に関する事務を的確かつ円滑に推進するため、環境省の全組織を通じて必要な体制を有機的に組織し、責任の所在を明確にするとともに、関係団体との間の協力体制を確立するものとする。

（１）　環境省緊急災害対策本部

①環境省緊急災害対策本部の設置

環境大臣は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模、態様その他の状況にかんがみ、環境省が所掌する行政上必要な災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、特に必要があると認めるときは、環境省緊急災害対策本部（以下「緊急災害対策本部」という。）を設置することができる。

②緊急災害対策本部の組織

- 緊急災害対策本部は、本部長、副本部長、本部員で構成する。
- 本部長は、環境大臣とする。
- 副本部長は、副大臣、大臣政務官及び事務次官をもって充てる。
- 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副大臣、大臣政務官、事務次官の順で職務を代理する。
- 本部員は、官房長、各局長、各部長、大臣官房秘書課長、大臣官房総務課長、大臣官房会計課長及び大臣官房政策評価広報課長とする。
- 本部員は、当該災害の規模、態様その他の状況に応じて随時追加・削除することができる。

③緊急災害対策本部の事務

緊急災害対策本部は、次に掲げる事務を処理する。

- 法令又はこの計画の定めるところにより各部局が実施する災害応急対策に関する事務の総合調整及び連絡に関すること
- 災害に関する情報の収集及び伝達に関する事務を総括すること
- その他講じるべき災害応急対策の実施の推進に関すること

④緊急災害対策本部の庶務

緊急災害対策本部の庶務は、大臣官房総務課において処理する。ただし、必要に応じて当該災害担当部局担当課室に移管することができる。

⑤雑則

以上に定めるほか、緊急災害対策本部の運営に関する事項は別に定めるところによる。

（２） **環境省非常災害対策本部**

①環境省非常災害対策本部の開催

事務次官は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模、態様その他の状況にかんがみ、環境省が所管する行政上必要な災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、環境省非常災害対策本部（以下「非常災害対策本部」という。）を設置することができる。

②非常災害対策本部の組織

・非常災害対策本部は、本部長、副本部長、本部員で構成する。
・本部長は、事務次官とする。
・副本部長は、官房長及び当該災害担当局部長をもって充てる。
・副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、官房長、当該災害担当部局長の順で職務を代理する。
・本部員は、各局長、各部長、大臣官房秘書課長、大臣官房総務課長、大臣官房会計課長及び大臣官房政策評価広報課長とする。
・本部員は、当該災害の規模、態様その他の状況に応じて随時追加・削除することができる。

③非常災害対策本部の庶務

非常災害対策本部の庶務は、大臣官房総務課において処理する。ただし、必要に応じて当該災害担当部局担当課室に移管することができる。

④雑則

以上に定めるほか、非常災害対策本部の運営に関する事項は別に定めるところによる。

（３） **環境省災害対策連絡会議**

①環境省災害対策連絡会議の開催

大臣官房総務課長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、環境省として行うべき応急対策の実施のため、各部局間の円滑な調整、連絡等を行う必要があると認めるときは、環境省災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催することができる。

②連絡会議の組織

・連絡会議は、大臣官房総務課長が主宰し、大臣官房総務課長に事故あるときは、大臣官房秘書課長、大臣官房会計課長、大臣官房政策評価広報課長の順で職務を代行する。
・連絡会議の構成員は、大臣官房総務課長、大臣官房秘書課長、大臣官房会計課長、大臣官房政策評価広報課長、大臣官房総務課環境情報室長、大臣官房政策評価広報課広報室長、大臣官房政策評価広報課地方環境室長及び各部局総括課長とする。
・構成員は、当該災害の規模、態様その他の状況に応じて随時追加・削除することができる。

③連絡会議の庶務

連絡会議の庶務は、大臣官房総務課において処理する。ただし、必要に応じて当該災害担当部局担当課室に移管することができる。

④雑則

以上に定めるほか、連絡会議の運営に関する事項は別に定めるところによる。

（４） **非常災害時の職員の招集連絡等**

非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における防災体制の確立に必要な要員の確保等のため、平常時より情報連絡体制を整備しておかなければならない。

ただし、震度６弱以上の規模の地震が発生した場合で、甚大な被害の発生が予想されると認められる場合においては、あらかじめ定められた環境省職員（以下「参集対象者」という。）は直ちに非常参集するものとする。

また、交通途絶等により参集場所に参集できない参集対象者は、適当な通信手段を用いて防災業務を行う。

なお、参集対象者の選定、参集手順等については別に定めるところによるものとする。

（５） **関係団体との関係**

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害応急対策又は災害復旧・復興対策の実施に関し、地方公共団体、環境保全に関係する民間団体等との協力体制の構築に努めるものとする。

なお、地方公共団体等との連絡・調整等に関する窓口は、地方環境事務所に一元化するなど、現地等における災害対応等に支障をきたさないよう配慮するものとする。

（６） **非常災害時の職員の派遣等**

災害応急、災害復旧・復興段階における情報の収集、対策の実施の調整、被災地方公共団体の支援等のため、環境省職員の派遣、被災地方公共団体以外の地方公共団体又は民間団体等の

職員の派遣等が行われる体制の整備に努めるものとする。
なお、環境省派遣職員の手当てその他の取扱については、別に定めるものとする。

（７） 国の非常災害対策本部との関係等

国の非常災害対策本部等が設置された場合、緊急災害対策本部（緊急災害対策本部が設置されていないときは非常災害対策本部又は連絡会議）は、国の非常災害対策本部等と密接な連携を図り、その調整の下に所管事項に関し、応急対策、復旧・復興対策等の実施の推進に努めるものとする。

また、国の現地災害対策本部等が設置された場合又は地方環境事務所に災害対策本部が設置された場合には、必要に応じ、当該現地災害対策本部に職員の派遣を行うことができる。

（８） 地方環境事務所の防災業務計画

地方環境事務所の長は、防災基本計画及びこの計画に基づき、その所掌事務及び管轄区域の実態に即し、防災業務を推進する上で必要な防災業務計画を作成するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

地方環境事務所の長は、防災業務計画を作成又は修正したときは、速やかにこれを環境大臣に報告しなければならない。

第２編　震災対策

１．　災害予防

（１）　防災情報の連絡体制の強化

災害対策を迅速かつ的確に実施するため、下記事項を含め、職員に対する情報連絡体制の充実強化、地方公共団体、民間団体等との緊密な防災情報連絡体制の確保を図るものとする。

①関係行政機関、関係地方公共団体等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化を図る。

②職員及び所管施設等に対する情報連絡体制の充実強化を図る。なお、夜間、休日の場合、南関東直下型地震等により本庁舎が被災した場合等の対応体制については、別に定める。

③迅速かつ的確な災害情報の収集のため、民間団体等からの多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

④収集した情報を的確に分析整理するために、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるような体制の整備に努める。

（２）　防災教育、広報

災害の発生に際して、情報の収集・連絡その他の応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、環境省及び地方公共団体の関係職員に対して、関係法令、実施等に関する講習会の開催等必要な教育を行うものとする。

また、災害発生時及び復旧・復興時における環境保全の重要性について、適切な広報活動が行われるよう、体制の整備に努めるものとする。

（３）　防災訓練

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合を想定し、防災上必要な訓練を行うものとする。この場合において、南関東直下型地震に対する対応をはじめとして想定した災害に対する対応策を事前に十分検討するものとする。

（４）　環境保全の観点に立った地震に強い国づくり、街づくりの具体的提案

市街地内における緑地空間確保、緩衝緑地の確保、河川水、地下水、ため池の良好な水の確保等地震に強い国づくり、街づくりに関し、環境保全の観点からの具体的な提案に努めるものとする。

（５）　所管施設等の耐震性その他の安全性の確保

所管の施設・設備及び環境省が地方公共団体に補助した施設・設備の設置等に当たっては、災害時における当該施設・設備の機能の確保を図るため、その耐震性の強化、非常電源の確保、補完的機能の充実に十分配慮するよう努めるものとする。

また、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、停電時対策を講じておくよう努めるものとする。

なお、南関東直下型地震等が発生した場合など物資の供給が相当困難な場合を想定し、食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制の整備に努めるものとする。

（６）　所管施設等の設備等

所管の国民公園、国立公園等について、災害時における緊急避難場所等としての利用にも対応できるよう防災機能の向上のために必要な設備等の整備を図るよう努めるものとする。このため、国立公園内の所管地、集団施設地区等における各種施設の状況等必要な情報について、あらかじめ把握する体制の整備に努めるものとする。

また、所管特例民法法人等の所管施設等についても、必要に応じ、同様の措置を講ずるよう指導するものとする。

さらに、国民宿舎についても、必要に応じ、同様の措置を講じるよう地方公共団体を指導するとともに、災害時における被災者の受け入れについての協力を要請しておくものとする。

（７）　非常資機材及び連携体制の確保

災害の発生後に緊急に必要となる状況に備えて、地方公共団体等における環境モニタリングのための資機材その他の応急措置のため必要な資機材及びその運用のための人員等（以下「資機材等」という。）の整備・配置状況について把握するものとする。

また、資機材等の相互利用等に関する連携体制を含め、災害時の環境モニタリング体制を平常時より整備しておくよう地方公共団体に対し助言を行うものとする。

（８）　**工場・事業場の立地状況の把握等**

災害の発生に備えて、大都市地域を中心に、大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）、水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）等の対象となっている大規模な工場その他の工場・事業場について、その位置、取り扱う規制物質等必要な情報についてあらかじめ把握する体制の整備に努めるものとする。

また、大規模な油汚染事故の発生に備えて、事故発生時に保護すべき自然環境の優先度を決定するための情報を、全国の海岸について整備しておくものとする。

（９）　**応急措置の検討**

災害の発生時における有害物質等の発生や排出又は油等の漏洩による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等に対して的確な応急対策を迅速かつ円滑に実施するための体制について、あらかじめ整備するよう努めるものとし、また、地域防災計画において有害物質等の発生や排出又は油等の漏洩の防止等に関する緊急対策マニュアルを策定するよう地方公共団体を指導するものとする。

また、必要に応じ、前項の工場・事業場においても必要な事故時対応マニュアルを策定するよう指導するものとする。

(10)　**公害病認定患者の状況把握等**

災害の発生に備え、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和４８年法律第１１１号。以下「公健法」という。）に基づく被認定者（以下「公害病認定患者」という。）について、関係地方公共団体が平常時からその氏名、住所、等級、症状等のデータを多重化して保有するよう指導するものとする。

また、災害時における公害病認定患者への相談窓口の早期設置、効果的な診療の実施等が円滑に行われるための体制整備等に努めるものとする。

(11)　**地盤沈下防止対策**

①地下水採取の規制

津波による災害の防止の観点から、地盤沈下の防止を図るため、工業用水法（昭和３１年法律第１４６号）及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和３７年法律第１００号）に基づき、工業用又は建築物用の地下水の採取の規制を行うとともに、必要に応じ、地方公共団体に対して指導・助言を行うものとする。

②地盤沈下の監視測定

地方公共団体に対し、地下水採取地域における地盤高及び地下水位の変動状況等の監視測定のための調査を継続的に実施するよう指導する。

③地下水採取の規制に伴う代替水の供給

地下水の採取の規制に伴って代替水の供給が必要となる場合、関係行政機関による代替水供給事業の計画的促進を図るため所要の調整を行うものとする。

④地盤沈下地域における防災事業の推進

地盤沈下地域における津波による災害を防止するため、関係行政機関による河川改修、津波対策、内水排除施設の設備等の計画的促進を図るため、所要の調整を行うものとする。

⑤地盤沈下防止等対策要綱

対策要綱に基づく代替水源の確保、代替水の供給事業等の各種の施策の計画的促進を図るため所要の調整を行うものとする。

(12)　**廃棄物処理に係る防災体制の整備**

①一般廃棄物処理施設等の耐震化等

地方公共団体に対し、一般廃棄物処理施設等の耐震化、不燃堅牢化、非常用自家発電設備等の整備や断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保等の震災対策を講じるよう指導を行うものとする。

②災害時応急体制の整備

地方公共団体に対し、廃棄物処理に係る災害等応急体制を整備するため、次の措置を講ずるよう指導・助言その他の支援を行うものとする。

・周辺の地方公共団体及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備すること。
・一般廃棄物処理施設等の補修に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備すること。
・生活ごみや災害によって生じた廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）の一時保管場所である仮置場の配置計画、災害廃棄物等の広域的な処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保すること。

(13)　飼養動物の保護等に係る支援

災害時における危険動物の逸走対策及び家庭動物等の保護等の活動を行うに当たり参考となる活動事例集及びガイドラインを作成し、地方公共団体が実施する飼養動物の保護等に係る対策等を支援するものとする。

(14)　調査研究

災害に伴う環境への影響の未然防止に関する調査研究、災害に伴う環境への影響が生じた場合の応急措置及び影響拡大に関する調査研究その他の必要な調査研究を推進するものとする。

２．　災害応急対応

災害により、有害物質等の発生や排出又は油等の漏洩による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等が生じた場合、その応急措置及び影響拡大防止措置を迅速かつ的確に講じるものとする。その際には、被災地において、消防・水防、救急・救助、避難の誘導その他の住民の保護に係る応急対策を実施している関係機関その他関係団体と密接な連携を図るものとする。

（１）　情報の収集連絡等

①災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、内閣府、気象庁その他の関係機関と緊密に連絡をとり、災害の程度、態様等の必要な情報の迅速かつ的確な連絡に努めるものとする。

②的確な災害応急対策を実施するため、消防庁、海上保安庁その他の関係機関、地方公共団体、ガス、通信その他の関係公共機関等と連絡をとり、１.（８）の工場・事業場等から有害物質等の発生や排出又は油等の漏洩等による汚染状況、原因等必要な情報の迅速かつ的確な収集に努めるものとする。

また、災害廃棄物等の迅速で円滑な処理を行う観点から、災害が発生した直後から、被災地方公共団体の施設の被害状況、災害廃棄物等の発生量見込み等について、情報収集を行うものとする。

③収集した情報は、直ちに緊急災害対策本部（緊急災害対策本部が設置されていないときは非常災害対策本部又は連絡会議）に報告するものとする。

④情報の収集の結果、有害物質等の発生や排出又は油等の漏洩による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により住民の生命・身体に危険が生じるおそれがあると判断されるときは、直ちに、報道機関、関係地方公共団体等を通じて、一般への周知措置を講じるとともに、国の非常災害対策本部等に対して、その旨を報告するものとする。

（２）　応急措置の実施

緊急災害対策本部（緊急災害対策本部が設置されていないときは非常災害対策本部又は連絡会議）においては、収集した情報等に基づき、下記事項を含む所要の応急措置の内容について至急検討し、講ずべき措置の迅速かつ的確な具体化を図るものとする。

①施設等の安全性の確認
- 当省所管施設・設備の安全性の確認及び必要な応急復旧の実施
- 地方公共団体が所管する公害監視施設等の環境関係施設、設備への同様の措置の実施の指導

②所管施設等の避難場所等としての利用
- 所管の国民公園等の災害時における緊急避難場所としての利用
- 所管特例民法法人等の所管施設等の同様の措置の指導
- 国民宿舎における被災者の受入れの協力要請

③緊急環境モニタリングの実施
- 地方公共団体との連携を含めた環境モニタリングの実施。また、その際の廃棄物処理場、浄水場等の優先的監視
- 必要な資機材等の地方公共団体間の相互利用の斡旋、調整

④被災工場・事業場に関する措置
- 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査、指示

⑤公害病認定患者に関する措置

⑥地盤沈下防止対策
- 地盤沈下地域状況の把握

⑦災害廃棄物等の処理対策
- 災害廃棄物等の処理状況の把握
- 必要な資機材等の広域的な支援要請、調整

⑧危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への必要な情報提供及び支援

⑨職員派遣、資材機材提供等による地方公共団体の環境モニタリングに対する支援
⑩その他地域防災計画、緊急対策マニュアル等の的確な実施に関する地方公共団体の指導
⑪被災地方公共団体以外の地方公共団体、環境保全に関連する民間団体に対する応援要請

（３） 各種相談窓口の設置等

必要に応じ、地方公共団体等の関係団体と協力して、公害病認定患者や地域住民等に対する各種相談窓口を開設するものとする。

また、被災等により認定更新の機会を逸した公害病認定患者に関する認定更新のための特例措置を含め、環境省の実施する災害応急対策の周知徹底に努めるものとする。

３． 災害復旧・復興等

（１） 復旧・復興関係相談窓口の設置等

２.（３）の継続を図るほか、必要に応じ、地方公共団体等の関係団体と協力して、被災企業等に対する各種相談窓口を開設するものとする。

また、併せて環境省の実施する災害復旧・復興対策の周知徹底に努めるものとする。

（２） 支援措置の検討及び実施

地域環境の保全を図るため、災害の程度、態様、被害の状況、環境汚染の状況等を総合的に勘案しつつ、必要に応じ、下記事項を含む復旧・復興対策を講じるものとする。

①被災企業に対する支援措置
・公健法に基づく汚染負荷量賦課金を納付している企業等が被災した場合の納付の猶予措置
・被災した工場・事業場の復旧に係る大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく届出等の弾力的な運用
・被災企業等への独立行政法人環境再生保全機構の融資等における返済条件の緩和等

②環境監視体制に関する支援措置
・地方公共団体の環境モニタリングに対する助言
・環境監視施設・設備の被害状況把握

③一般廃棄物処理施設等の復旧
・一般廃棄物処理施設等の復旧に係る国庫補助を活用した支援

④災害廃棄物等の処理
・広域にわたる処理計画の総合調整
・災害廃棄物処理事業に係る国庫補助を活用した支援

（３） 復旧・復興段階における環境配慮の確保

災害からの復旧・復興に当たっては、環境保全への配慮が重要であることから、被災した工場・事業場等の再稼働時に有害物質等の発生や排出又は油等の漏洩による汚染等の被害が発生しないよう適切な措置を講じるとともに、災害廃棄物等による環境汚染の未然防止のための必要な措置を講じるよう、地方公共団体に対して助言及び指導するものとする。

その際、石綿対策については、一般環境への影響を最小限にする観点から、関係機関との調整の実施を検討する。

また、必要に応じ、大規模公共事業に係る環境影響評価を実施する。

さらに、緑地や公園の整備、低層密集市街地や住工混在地区の改善等環境保全の考え方を取り込んだ街づくりが確保されるよう、地方公共団体の復興計画に協力するとともに、関係省庁へも働きかけることとする。

４． 地震防災強化計画

東海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、環境省の所掌事務について、地震災害に関する警戒宣言が出された場合に採るべき地震防災応急対策に係る措置並びに大規模な地震に係る防災訓練及び地震防災上必要な教育・広報に関する事項を定めるものとする。

（１） 環境省地震災害警戒本部

①環境省地震災害警戒本部の設置

環境大臣は、地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられたときは、速やかに環境省地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。

②警戒本部の組織

警戒本部の組織は、緊急災害対策本部の例による。

③警戒本部の事務

警戒本部は、次に掲げる事務を処理する。

・法令又はこの計画の定めるところにより各部局が実施する地震防災応急対策に関する事務の総合調整及び連絡に関すること
・警戒宣言等の伝達並びに地震防災応急対策の実施状況に関する情報の収集及び伝達に関する事務を総括すること
・その他地震防災応急対策の実施の推進に関すること

④警戒本部の庶務

警戒本部の庶務は、大臣官房総務課において処理する。ただし、必要に応じて当該災害担当部局担当課室に移管することができる。

⑤警戒本部の廃止

警戒本部は、当該地震災害に関し、緊急災害対策本部又は非常災害対策本部が設置されたとき又は当該地震災害に関する警戒解除宣言が発せられたときは、廃止されるものとする。

⑥雑則

以上に定めるほか、警戒本部の運営に関する事項は別に定めるところによる。

（2） 地震に関する情報の伝達等

①地震防災応急対策要員の参集等

気象庁が東海地震注意情報を発表した場合には、参集対象者は、地震防災応急対策を実施するため、直ちに非常参集するとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行い、これらの情報の共有化を図るものとする。

また、政府が東海地震注意報を踏まえて準備行動を実施することとした場合は、関係部局及び関係地方環境事務所（以下「関係部局等」という。）は、必要な準備行動をとるものとする。

②地震災害に関する警戒宣言

閣議において地震災害に関する警戒宣言を発することが決定された場合には、関係部局等は、あらかじめ定められたところに従い、地震防災応急対策に入るものとする。

なお、勤務時間外の時間帯における情報収集・連絡体制については、別に定めるところによる。

（3） 地震防災応急対策

①工場・事業場に対する警戒宣言発出時の対応

関係部局等は、地方公共団体と連携しつつ、警戒宣言が発せられた場合における大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の対象となっている工場・事業場が講じるべき措置に関し、基本的な指針を定めておくものとする。

また、関係部局等は、地方公共団体と連携して、平常時から、当該指針の工場・事業場への普及に努めるものとする。

さらに、警戒宣言発出時においては、地方公共団体と連携して、直ちに各工場・事業場が事故時マニュアル等に従って対応するよう指導するものとする。

②所管施設等の安全性確保に関する警戒宣言発出時の対応

関係部局等は、地震防災対策強化地域内における所管の施設・設備の安全性確保について、あらかじめ、警戒宣言が発せられた場合の対応について検討しておくものとする。

さらに、警戒宣言発出時においては、必要に応じ、直ちに検討した方策に従い、対応するものとする。

③地震防災応急対策の実施状況等に関する情報の収集、伝達等

関係部局等は、関係地方公共団体、関係公共機関、関係事業者等と協力して地震防災応急対策の実施状況等に関する情報を把握し、必要に応じて指導・助言を行うとともに、警戒本部に逐次報告するものとする。

（4） 大規模な地震に係る防災訓練

国の総合的な防災訓練又は関係地方公共団体の防災訓練の一環として、関係機関と連携を図りつつ、地震防災対策強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

（5） 地震防災上必要な教育

職員に対し、1.（2）の防災教育の一環として、その果たすべき役割等に関して地震防災上の教育を実施するものとする。その際、この教育の内容には、次の事項を含むものとする。

①警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容

②地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

（6） 地方環境事務所地震防災強化計画の作成

地震防災対策強化地域の全部又は一部を管轄する地方環境事務所の長は、その管轄区域内の

地震防災対策強化地域について、その所掌事務に関し、地震防災応急対策に係る措置、大規模な地震に係る防災訓練及び地震防災上必要な教育・広報に関する事項等を定めた地方環境事務所地震防災強化計画を作成し、これを地方環境事務所の防災業務計画に規定するものとする。

5． 地震防災対策推進計画

東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、環境省の所掌事務について、地震に伴い発生する津波からの防護のための施設の整備、防災訓練及び地震防災上必要な教育・広報に関する必要な事項を定めるものとする。

（1） 津波からの防護のための施設の整備等

①工場・事業場に対する地震発生時の対応

関係部局等は、地方公共団体と連携しつつ、地震に伴い発生する津波発生時の場合における大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の対象となっている工場・事業場が講じるべき措置に関し、基本的な指針を定めておくものとする。

また、関係部局等は、地方公共団体と連携して、平常時から、当該指針の工場・事業場への普及に努めるものとする。

さらに、地震に伴い発生する津波発生時においては、地方公共団体と連携して、直ちに各工場・事業場が事故時マニュアル等に従って対応するよう指導するものとする。

②所管施設等の安全性確保に関する地震発生時の対応

関係部局等は、地震防災対策推進地域内における所管の施設・設備の安全性確保等について、あらかじめ、地震に伴い発生する津波来襲に備えた対応について検討しておくものとする。

さらに、警戒宣言発出時においては、必要に応じ、直ちに検討した方策に従い、対応するものとする。

（2） 災害対策本部等の設置及び要員参集体制等

①地震防災応急対策要員の参集等

東南海・南海地震が発生した場合には、参集対象者は、地震防災応急対策を実施するため、直ちに非常参集するとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行い、これらの情報の共有化を図るものとする。

②災害対策本部等の設置

東南海・南海地震が発生した場合には、当該災害の規模、態様その他の状況にかんがみ、緊急災害対策本部等を設置し、関係部局等は、あらかじめ定められたところに従い、地震防災応急対策に入るものとする。

なお、勤務時間外の時間帯における情報収集・連絡体制については、別に定めるところによる。

③地震防災応急対策の実施状況等に関する情報の収集、伝達等

関係部局等は、関係地方公共団体、関係公共機関、関係事業者等と協力して地震防災応急対策の実施状況等に関する情報を把握し、必要に応じて指導・助言を行うとともに、緊急災害対策本部（緊急災害対策本部が設置されていないときは非常災害対策本部又は連絡会議）に逐次報告するものとする。

（3） 大規模な地震に係る防災訓練

国の総合的な防災訓練又は関係地方公共団体の防災訓練の一環として、関係機関と連携を図りつつ、地震防災対策推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

（4） 地震防災上必要な教育

職員に対し、1.（2）の防災教育の一環として、その果たすべき役割等に関して地震防災上の教育を実施するものとする。その際、この教育の内容には、次の事項を含むものとする。

①東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

②地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

（5） 地方環境事務所地震防災対策推進計画の作成

地震防災対策推進地域の全部又は一部を管轄する地方環境事務所の長は、その管轄区域内の地震防災対策推進地域について、その所掌事務に関し、地震に伴い発生する津波からの防護のための施設の整備、防災訓練及び地震防災上必要な教育・広報に関する必要な事項等を定めた地方環境事務所地震防災対策推進計画を作成し、これを地方環境事務所の防災業務計画に規定するものとする。

第３編　風水害、火山災害その他の災害対策

１．　災害予防

（１）　防災情報の連絡体制の強化

災害対策を迅速かつ的確に実施するため、下記事項を含め、職員に対する情報連絡体制の充実強化、地方公共団体、民間団体等との緊密な防災情報連絡体制の確保を図るものとする。

①気象庁その他の関係機関から非常災害を引き起こすおそれのある気象、水象情報、注意報、警報等があった場合の伝達体制の確立を図る。

②関係行政機関、関係地方公共団体等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化を図る。

③職員及び所管施設等に対する情報連絡体制の充実強化を図る。なお、夜間、休日の場合、風水害等により本庁舎が被災した場合等の対応体制については、別に定める。

④迅速かつ的確な災害情報の収集のため、民間団体等からの多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

⑤収集した情報を的確に分析整理するために、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるような体制の整備に努める。

（２）　防災教育、広報

災害の発生に際して、情報の収集・連絡その他の応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、環境省及び地方公共団体の関係職員に対して、関係法令、実務等に関する講習会の開催等必要な教育を行うものとする。

また、災害発生時及び復旧・復興時における環境保全の重要性について、適切な広報活動が行われるよう、体制の整備に努めるものとする。

（３）　防災訓練

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合を想定し、防災上必要な訓練を行うものとする。この場合において、想定した災害に対する対応策を事前に十分検討するものとする。

（４）　環境保全の観点に立った風水害等の災害に強い国づくり、街づくりの具体的提案

市街地内における緑地空間確保、緩衝緑地の確保等風水害等の災害に強い国づくり、街づくりに関し、環境保全の観点からの具体的な提案に努めるものとする。

（５）　所管施設等の安全性の確保

所管の施設・設備及び環境省が地方公共団体に補助した施設・設備の設置等に当たっては、災害時における当該施設・設備の機能の確保を図るため、その浸水対策、非常電源の確保、補完的機能の充実に十分配慮するよう努めるものとする。

また、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、停電時対策を講じておくよう努めるものとする。

（６）　所管施設等の整備等

所管の国民公園、国立公園等について、災害時における緊急避難場所等としての利用にも対応できるよう防災機能の向上のために必要な設備等の整備を図るよう努めるものとする。このため、国立公園内の所管地、集団施設地区等における各種施設の状況等必要な情報について、あらかじめ把握する体制の整備に努めるものとする。

また、所管特例民法法人等の所管施設等についても、必要に応じ、同様の措置を講ずるよう指導するものとする。

さらに、国民宿舎についても、必要に応じ、同様の措置を講じるよう地方公共団体を指導するとともに、災害時における被災者の受け入れについての協力を要請しておくものとする。

（７）　非常資機材及び連携体制の確保

災害の発生後に緊急に必要となる状況に備えて、資機材等の整備・配置状況について把握するものとする。

また、資機材等の相互利用等に関する連携体制を含め、災害時の環境モニタリング体制を平常時より整備しておくよう地方公共団体に対し助言を行うものとする。

（８）　工場・事業場の立地状況の把握等

災害の発生に備えて、大都市地域を中心に、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の対象となっている大規模な工場その他の工場・事業場について、その位置、取り扱う規制物質等必要な

情報についてあらかじめ把握する体制の整備に努めるものとする。
また、大規模な油汚染事故の発生に備えて、事故発生時に保護すべき自然環境の優先度を決定するための情報を、全国の海岸について整備しておくものとする。

（９） 応急措置の検討

災害の発生時における有害物質等の発生や排出又は油等の漏洩による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等に対して的確な応急対策を迅速かつ円滑に実施するための体制について、あらかじめ整備するよう努めるものとし、また、地域防災計画において有害物質等の発生や排出又は油等の漏洩の防止等に関する緊急対策マニュアルを策定するよう地方公共団体を指導するものとする。
また、必要に応じ、前項の工場・事業場においても必要な事故時対応マニュアルを策定するよう指導するものとする。

(10) 公害病認定患者の状況把握等

災害の発生に備え、公害病認定患者について、関係地方公共団体が平常時からその氏名、住所、等級、症状等のデータを多重化して保有するよう指導するものとする。
また、災害時における公害病認定患者への相談窓口の早期設置、効果的な診療の実施等が円滑に行われるための体制整備等に努めるものとする。

(11) 地盤沈下防止対策

①地下水採取の規制
洪水、高潮等による災害の防止の観点から、地盤沈下の防止を図るため、工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づき、工業用又は建築物用の地下水の採取の規制を行うとともに、必要に応じ、地方公共団体に対して指導・助言を行うものとする。

②地盤沈下の監視測定
地方公共団体に対し、地下水採取地域における地盤高及び地下水位の変動状況等の監視測定のための調査を継続的に実施するよう指導する。

③地下水採取の規制に伴う代替水の供給
地下水の採取の規制に伴って代替水の供給が必要となる場合、関係行政機関による代替水供給事業の計画的促進を図るため所要の調整を行うものとする。

④地盤沈下地域における防災事業の推進
地盤沈下地域における洪水、高潮等による災害を防止するため、関係行政機関による河川改修、高潮対策、内水排除施設の整備等の計画的促進を図るため、所要の調整を行うものとする。

⑤地盤沈下防止等対策要綱
対策要綱に基づく代替水源の確保、代替水の供給事業等の各種の施策の計画的促進を図るため所要の調整を行うものとする。

(12) 廃棄物処理に係る防災体制の整備

①一般廃棄物処理施設等の浸水等対策
地方公共団体に対し、一般廃棄物処理施設等の浸水等対策を講じるよう指導を行うものとする。

②災害時応急体制の整備
地方公共団体に対し、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、次の措置を講ずるよう指導・助言その他の支援を行うものとする。

・地方公共団体内の組織・体制を整備するとともに、周辺の地方公共団体及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備すること。
・一般廃棄物処理施設等の補修に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備すること。
・災害廃棄物等の一時保管場所である仮置場の配置計画、災害廃棄物等の広域的な処理計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保すること。

(13) 飼養動物の保護等に係る支援

災害時における危険動物の逸走対策及び家庭動物等の保護等の活動を行うに当たり参考となる活動事例集及びガイドラインを作成し、地方公共団体が実施する飼養動物の保護等に係る対策等を支援するものとする。

(14) 調査研究

災害に伴う環境への影響の未然防止に関する調査研究、災害に伴う環境への影響が生じた場

合の応急措置及び影響拡大に関する調査研究その他の必要な調査研究を推進するものとする。

２．　災害応急対策

災害により、有害物質等の発生や排出又は油等の漏洩による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等が生じた場合、その応急措置及び影響拡大防止措置を迅速かつ的確に講じるものとする。その際には、被災地において、消防・水防、救急・救助、避難の誘導その他の住民の保護に係る応急対策を実施している関係機関その他関係団体と密接な連携を図るものとする。

（１）　情報の収集連絡等

①災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、内閣府、気象庁その他の関係機関と緊密に連絡をとり、気象、水象情報、災害の程度、態様等の必要な情報の迅速かつ的確な連絡に努めるものとする。

②的確な災害応急対策を実施するため、消防庁、海上保安庁その他の関係機関、地方公共団体、ガス、通信その他の関係公共機関等と連絡をとり、１.（８）の工場・事業場等から有害物質等の発生や排出又は油等の漏洩等による汚染状況、原因等必要な情報の迅速かつ的確な収集に努めるものとする。

また、災害廃棄物等の迅速で円滑な処理を行う観点から、災害が発生した直後から、被災地方公共団体の施設の被害状況､災害廃棄物等の発生量等について情報収集を行うものとする。

③収集した情報は、直ちに緊急災害対策本部（緊急災害対策本部が設置されていないときは非常災害対策本部又は連絡会議）に報告するものとする。

④情報の収集の結果、有害物質等の発生や排出又は油等の漏洩による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により住民の生命・身体に危険が生じるおそれがあると判断されるときは、直ちに、報道機関、関係地方公共団体等を通じて、一般への周知措置を講じるとともに、国の非常災害対策本部等に対して、その旨を報告するものとする。

（２）　応急措置の実施

緊急災害対策本部（緊急災害対策本部が設置されていないときは非常災害対策本部又は連絡会議）においては、収集した情報等に基づき、下記事項を含む所要の応急措置の内容について至急検討し、講ずべき措置の迅速かつ的確な具体化を図るものとする。

①施設等の安全性の確認
- 当省所管施設・設備の安全性の確認及び必要な応急復旧の実施
- 地方公共団体が所管する公害監視施設等の環境関係施設、設備への同様の措置の実施の指導

②所管施設等の避難場所等としての利用
- 所管の国民公園等の災害時における緊急避難場所等としての利用
- 所管公益法人等の所管施設等の同様の措置の指導
- 国民宿舎における被災者の受入れの協力の要請

③緊急環境モニタリングの実施
- 地方公共団体との連携を含めた環境モニタリングの実施。また、その際の廃棄物処理場、浄水場等の優先的監視
- 必要な資機材等の地方公共団体間の相互利用の斡旋、調整

④被災工場・事業場に関する措置
- 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査、指示

⑤公害病認定患者に関する措置

⑥地盤沈下防止対策
- 地盤沈下地域状況の把握

⑦災害廃棄物等の処理対策
- 災害廃棄物等の処理状況の把握
- 必要な資機材等の広域的な支援要請、調整

⑧危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への必要な情報提供及び支援

⑨職員派遣、資材機材提供等による地方公共団体の環境モニタリングに対する支援

⑩その他地域防災計画、緊急対策マニュアル等の的確な実施に関する地方公共団体の指導

⑪被災地方公共団体以外の地方公共団体、環境保全に関連する民間団体に対する応援要請

（３）　各種相談窓口の設置等

必要に応じ、地方公共団体等の関係団体と協力して、公害病認定患者や地域住民等に対する各種相談窓口を開設するものとする。

また、被災等により認定更新の機会を逸した公害病認定患者に関する認定更新のための特例

措置を含め、環境省の実施する災害応急対策の周知徹底に努めるものとする。

３． 災害復旧・復興等

（１） 復旧・復興関係相談窓口の設置等

２.（３）の継続を図るほか、必要に応じ、地方公共団体等の関係団体と協力して、被災企業等に対する各種相談窓口を開設するものとする。

また、併せて環境省の実施する災害復旧・復興対策の周知徹底に努めるものとする。

（２） 支援措置の検討及び実施

地域環境の保全を図るため、災害の程度、態様、被害の状況、環境汚染の状況等を総合的に勘案しつつ、必要に応じ、下記事項を含む復旧・復興対策を講じるものとする。

①被災企業に対する支援措置
- ・公健法に基づく汚染負荷量賦課金を納付している企業等が被災した場合の納付の猶予措置
- ・被災した工場・事業場の復旧に係る大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく届出等の弾力的な運用
- ・被災企業等への独立行政法人環境再生保全機構の融資等における返済条件の緩和等

②環境監視体制に関する支援措置
- ・地方公共団体の環境モニタリングに対する助言
- ・環境監視施設・設備の被害状況把握

③一般廃棄物処理施設等の復旧
- ・一般廃棄物処理施設等の復旧に係る国庫補助を活用した支援

④災害廃棄物等の処理
- ・広域にわたる処理計画の総合調整
- ・災害廃棄物処理事業に係る国庫補助を活用した支援

（３） 復旧・復興段階における環境配慮の確保

災害からの復旧・復興に当たっては、環境保全への配慮が重要であることから、被災した工場・事業場等の再稼働時に有害物質等の発生や排出又は油等の漏洩による汚染等の被害が発生しないよう適切な措置を講じるとともに、災害で生じた廃棄物、汚水等、がれき処理による環境汚染の未然防止のための必要な措置を講じるよう、地方公共団体に対して助言及び指導するものとする。

その際、石綿対策については、一般環境への影響を最小限にする観点から、関係機関との調整の実施を検討する。

また、必要に応じ、大規模公共事業に係る環境影響評価を実施する。

さらに、緑地や公園の整備、低層密集市街地や住工混在地区の改善等環境保全の考え方を取り込んだ街づくりが確保されるよう、地方公共団体の復興計画に協力するとともに、関係省庁へも働きかけることとする。

なお、火山災害、雪害等災害の規模、態様等に応じ、本編の規定は適宜類推して適用されるものとする。原子力災害及び油汚染災害については、第４編及び第５編を参照。

第４編　原子力災害対策

原子力災害対策については本編に定めるところによるものとし、第１編（１．並びに２．（７）及び（８）を除く。）は適用しない。

なお、原子力災害に加えて他の災害が複合的に発生した場合は、第１編２．（１）及び（２）により設置される対策本部と相互に協力・連携して、情報収集や連絡、合同会議の開催等に努めるものとする。

１．　災害予防

（１）　防災情報の連絡体制の強化

原子力災害対策を迅速かつ的確に実施するため、下記事項を含め、職員に対する情報連絡体制の充実強化、関係行政機関、関係民間団体等との緊密な防災情報連絡体制の確保を図るとともに、平時から、原子力防災会議や原子力規制委員会・原子力規制庁等との情報連絡を緊密に図り、省内での情報共有や原子力防災会議等への連携・協力等を実施する。

①関係行政機関、関係民間団体等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化を図る。

②職員等に対する情報連絡体制の充実強化を図る。なお、夜間、休日の場合等の対応体制については別に定める。

③収集した情報を的確に分析整理するために、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるような体制の整備に努める。

（２）　緊急時モニタリング体制の整備

緊急時における環境放射線モニタリングデータの緊急収集を行うため、平常時から適切な体制を整備・維持するものとする。

（３）　公衆の被ばく線量の把握体制の整備

健康調査・健康相談を適切に行う観点から、地方公共団体が行う被ばく線量の把握を迅速に行えるよう支援するための職員の体制を整備・維持するものとする。

（４）　緊急時の派遣体制の整備

平常時から緊急時に対策拠点施設等に派遣する職員の体制を整備・維持するものとする。

（５）　原子力防災訓練

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合を想定し、国の総合的な防災訓練の一環として、関係機関と連携を図りつつ、原子力災害に係る防災訓練を実施するものとする。

２．　災害応急対応

（１）　特定事象発生時等の対応

原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号。以下、「原災法」という。）等法令や防災基本計画等に基づき、特定事象（原災法第10条）が発生した際には、環境副大臣（又は環境大臣政務官）を原子力規制庁ＥＲＣ又はオフサイトセンターにそれぞれ派遣し、あらかじめ定めた緊急参集チーム等の非常参集要員を官邸等の対策拠点に派遣する。

（２）　環境省原子力緊急災害対策本部

①環境省原子力緊急災害対策本部の設置

環境大臣は、原災法第１５条第２項に基づき、内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合は、環境省が所掌する行政上必要な情報収集及び今後の対応について協議等を迅速かつ円滑に実施するため、環境省原子力緊急災害対策本部（以下「原子力緊急災害対策本部」という。）を設置するものとする。

②原子力緊急災害対策本部の組織

・原子力緊急災害対策本部は、本部長、副本部長、本部員で構成する。
・本部長は、環境大臣とする。
・副本部長は、副大臣、大臣政務官及び事務次官をもって充てる。
・副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副大臣、大臣政務官、事務次官の順で職務を代理する。
・本部員は、官房長、各局長、各部長、大臣官房審議官（放射性物質汚染対策担当）、大臣官房秘書課長、大臣官房総務課長、大臣官房会計課長及び大臣官房政策評価広報課長、大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長、大臣官房参事官（放射性物質汚染対策担当）、

水・大気環境局総務課長、水・大気環境局大気環境課長及び環境保健部企画課長とする。
・本部員は、当該災害の規模、態様その他の状況に応じて随時追加・削除することができる。

③原子力緊急災害対策本部の事務

原子力緊急災害対策本部は、次に掲げる事務を処理する。

・法令又はこの計画の定めるところにより各部局が実施する災害応急対策に関する事務の総合調整及び連絡に関すること
・災害に関する情報の収集及び伝達に関する事務を総括すること
・その他講じるべき災害応急対策の実施の推進に関すること

④原子力緊急災害対策本部の庶務

原子力緊急災害対策本部の庶務は、大臣官房総務課の協力を得て、水・大気環境局総務課において処理する。

⑤雑則

以上に定めるほか、原子力緊急災害対策本部の運営に関する事項は別に定めるところによる。

（３） 環境省原子力非常災害対策本部

①環境省原子力非常災害対策本部の開催

事務次官は、原災法第１０条第１項前段の通報（以下「特定事象発生通報」という。）が原子力事業者から原子力規制委員会に対して行われ、当該災害が原災法第１５条に基づく原子力緊急事態に該当しない場合は、当該災害の規模、態様その他の状況にかんがみ、環境省が所管する行政上必要な情報収集及び今後の対応について協議等を迅速かつ円滑に実施するため、環境省原子力非常災害対策本部（以下「原子力非常災害対策本部」という。）を設置するものとする。

②原子力非常災害対策本部の組織

・原子力非常災害対策本部は、本部長、副本部長、本部員で構成する。
・本部長は、事務次官とする。
・副本部長は、官房長及び水・大気環境局長をもって充てる。
・副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、官房長、水・大気環境局長の順で職務を代理する。
・本部員は、各局長、各部長、大臣官房審議官（放射性物質汚染対策担当）、大臣官房秘書課長、大臣官房総務課長、大臣官房会計課長、大臣官房政策評価広報課長、大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長、大臣官房参事官（放射性物質汚染対策担当）、水・大気環境局総務課長、水・大気環境局大気環境課長及び環境保健部企画課長とする。
・本部員は、当該災害の規模、態様その他の状況に応じて随時追加・削除することができる。

③原子力非常災害対策本部の庶務

原子力非常災害対策本部の庶務は、大臣官房総務課の協力を得て、水・大気環境局総務課において処理する。

④雑則

以上に定めるほか、原子力非常災害対策本部の運営に関する事項は別に定めるところによる。

（４） 情報の収集連絡等

特定事象発生通報又は原子力緊急事態宣言発出の連絡を受けた場合には、非常参集を行い、原子力災害応急体制の確立を図るとともに、原子力規制庁等関係行政機関、関係民間団体等と緊密に連絡をとり、原因、応急対策活動の状況、被害の状況等の必要な情報の迅速かつ的確な収集・連絡に努めるものとする。

また、原子力規制庁等関係行政機関から、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議等の開催の連絡を受けた場合には、関係職員を派遣し、同会議と密接な連携を図り、原子力規制庁の対応に協力するとともに、所管事項に関し、応急対策等の実施の推進に努めるものとする。

（５） 放射能影響の早期把握のための活動

特定事象発生の通報を受けた場合、環境放射線モニタリングデータの緊急収集を行い取りまとめた結果を、また、特定事象発生後の放射性物質の拡散状況に応じて、緊急時モニタリングを実施しその結果を、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議（原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害対策本部及び原子力災害合同対策協議会）に連絡するものとする。

（６） 公衆被ばく線量の把握

原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、原子力規制委員会、

指定公共機関（独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構）及び地方公共団体と協力して発災後１か月以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入における内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を実施する。

（7） 応急措置の実施

原子力緊急災害対策本部（原子力緊急災害対策本部が設置されていないときは原子力非常災害対策本部）においては、収集した情報等に基づき、所要の応急措置の内容について至急検討し、講ずべき措置の迅速かつ的確な具体化を図るものとする。

（8） 原子力被災者への生活支援活動

原子力被災者支援チームにより調整される下記の事項について実施する。

① 家庭動物等救護のための警戒区域への一時立入り
② 放射性物質により汚染された地域の除染
③ 原子力災害により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理
④ 原子力被災者等の健康調査や健康相談等
⑤ 被災地における家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への必要な情報提供及び支援

３． 災害復旧

所掌事務及び法令に基づき、原子力災害事後対策を実施し、原子力災害対策本部及び原子力被災者生活支援チームで対処する事柄に協力するものとする。

災害後も継続して環境放射線モニタリングデータの収集を行い、一般環境中への影響の有無・程度を監視するものとする。

さらに、必要に応じ、原子力規制委員会、文部科学省、厚生労働省と連携して、原子力事業所周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談及び健康調査の実施や、原子力災害により放出された放射性物質によって汚染された地域の除染及び当該放射性物質により汚染された廃棄物の処理、並びに原子力被災者等の健康調査や健康相談等を実施する。

第５編　油汚染災害対策

１．　災害予防

（１）　連絡体制の強化

船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染（以下「油汚染」という。）災害対策を迅速かつ的確に実施するため、下記事項を含め、職員に対する情報連絡体制の充実強化、地方公共団体、民間団体等の緊密な防災情報連絡体制の確保を図るものとする。

①関係行政機関、関係地方公共団体等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化を図るとともに、対応体制及び機関相互の協力体制の確立に努める。

②職員及び所管施設等に対する情報連絡体制の充実強化を図る。

③迅速かつ的確な災害情報の収集のため、民間団体等からの多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

④収集した情報を的確に分析整理するために、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるような体制の整備に努める。

（２）　情報の総合的な整備

油汚染災害による環境への影響を迅速に把握・評価し、また、油汚染災害に対する措置を的確に講じ、被害の発生を最小限とするために参考とすべき、各海域ごとの自然的・社会的・経済的諸情報（水質、底質、漁場、養殖場、工業用水等の取水口、海水浴場、サンゴ礁、藻場、干潟、鳥類の渡来・繁殖地、史跡等に関する情報）を収集・整理し、適宜最新のものとして維持するものとする。

（３）　対応体制の整備

油汚染災害発生時における環境影響調査、野生生物の保護等の対応措置が迅速かつ的確に行われるよう、地方公共団体、関係団体等との連携協力体制の一層の確保に努めるものとする。

（４）　関係資機材の整備

野生生物の保護を行うに当たって必要な資機材が的確に整備されるよう措置するものとする。

（５）　訓練等

野生生物の保護等を実施する上で必要な知識及び技術の習得に関する地方公共団体、関係団体等に対する研修等を行うものとする。

２．　災害応急対応

（１）　油汚染事故対策省内連絡会議

水・大気環境局長は、日本国領海内で船舶等の海難事故等に伴う油汚染事故により、海洋汚染、沿岸への油の漂着、周辺動植物への被害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、環境省内の関係部局の連絡を密にするほか、事故情報を共有し、野生生物救難対応、環境影響調査の企画・実施、経費の確保及び人体・生態影響について連絡調整を行い、応急対応体制の強化を図るため、油汚染事故対策省内連絡会議を設置するものとする。

油汚染事故連絡会議の運営に関する事項は別に定めるところによる。

（２）　応急措置の実施

緊急災害対策本部（緊急災害対策本部が設置されていないときは非常災害対策本部又は連絡会議又は油汚染事故連絡会議）においては、収集した情報等に基づき、下記事項を含む所要の応急措置の内容について至急検討し、講ずべき措置の迅速かつ的確な具体化を図るものとする。

①事故評価

海上保安庁その他の関係行政機関、地方公共団体等からの情報に基づき、当該油汚染災害が野生生物に及ぼす影響の評価を行い、野生生物の保護に反映させるとともに、その他の対策の実施に資するよう、速やかに官邸、関係行政機関、地方公共団体等に提供するものとする。

②防除作業実施者の健康安全管理

防除作業が実施される場合には、油の成分、漂着状況等を踏まえ、野生生物保護の防除作業における健康上の配慮事項について検討し、防除作業を実施する関係行政機関地方公共団体等に対し適切に情報を提供するものとする。

③野生生物救護

油汚染災害により、野生生物への被害が発生した場合には、油が付着した野生生物の洗浄、油付着に伴う疾病の予防、回復までの飼育等野生生物の救護が、獣医師、関係団体等の協力を得て円滑かつ適切に実施されるよう措置するものとする。

３． 災害復旧

油汚染災害による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、水質、底質、野生生物等への影響の調査を段階的・継続的に実施し、講じた措置の効果を検証するとともに、この結果を踏まえ、必要に応じて補完的な対策を実施するものとする。

第６編　地域防災計画の作成の基準となるべき事項

地域防災会議又はその協議会は、環境省及び地方公共団体のそれぞれが、法令又は防災計画の定めるところにより行う防災に関する事務が有機的かつ一体的に遂行されることとなるように、前編までに定めるものを参考とし、次の事項について計画を整備するものとする。

１．　災害予防

（１）　環境関連公共施設の災害に対する安全性を確保するための点検、防災対策の推進等に関する事項

（２）　都市の防災構造化における環境配慮に関する事項

（３）　油等の大量流出及び有害物質等の発生や排出又は油等の漏洩による災害の予防に必要な施設及び設備の整備並びに災害防止活動に関する事項

（４）　環境モニタリング用資機材の整備に関する事項

（５）　支援機材の提供等に係る他機関との相互応援に関する事項

（６）　一般廃棄物処理施設等の防災対策及び災害廃棄物等の処理・処分計画作成等の災害時応急体制の整備に関する事項

（７）　被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病上必要な措置並びに飼料の調達及び配分の方法等に関する事項

２．　災害応急対策

（１）　公害病認定患者に対する医療活動が迅速かつ適切に実施されるよう活動の組織、方法及び関係機関との協力体制の確立等に関する事項

（２）　災害廃棄物等の処理状況の把握などの情報収集、必要な資機材等の広域的な支援要請に関する事項

（３）　環境関連公共施設の応急復旧のための手続、方法等に関する事項

（４）　有害物質等の発生や排出又は油等の漏洩等を防止するために行う、施設の点検、応急措置、関係機関の連絡、環境モニタリング等に関する事項

（５）　油等の大量流出による防除資材等の配備状況の把握、防除資材等の整備及び運用、防除活動の協力体制等に関する事項

（６）　公害病認定患者の相談機能の充実に関する事項

３．　災害復旧・復興対策

（１）　環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため適切な措置等に関する事項

（２）　防災まちづくり等において環境保全への配慮を行うこと。